

答申第 460 号～第 484 号

平成 20 年 10 月 10 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 1 月 7 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書一部非公開の件（諮問第 5 3 1 号）及び特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 5 2 6 号～第 5 2 9 号、諮問第 5 3 6 号及び諮問第 5 3 8 号～第 5 4 3 号）並びに 1 月 10 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 5 4 4 号、諮問第 5 4 5 号及び諮問第 5 4 7 号～第 5 5 7 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 別表1の対象文書欄に記載の行政文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

ア 特定の県立高校の校内研修会に係る職員名票に記載された、特定の教職員の出勤状況に関する情報

イ 特定の県立高校の企画会議録に記載された、特定の個人の氏名

(2) 実施機関が、別表2の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表1の決定年月日欄に記載の各日付けで、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件非公開文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件非公開処分」という。）及び別表2の決定年月日欄に記載の各日付けで、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）は存在しないとして、公開を拒んだ処分（以下「本件不存在処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件非公開処分について

本件非公開処分により、特定の県立高校（以下「本件高校」という。）の平成18年度の校内研修会（以下「本件研修会」という。）に係る文書が公開されたが、平成16年度及び17年度の校内研修会に係る文書（以下「16・17年度研修会文書」という。）についても公開を求める。

イ 本件不存在処分について

(ア) 各諮問案件に係る特定の事案（以下「本件事案」という。）は、当然文書化されるべき事案であり、開示しないこと自体に正当性がなく、正に隠ぺい行為である。

(イ) 本件請求対象文書が存在しないことは、不合理である。

3 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件非公開文書について

本件非公開文書のうち、次に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）は、個人に関する情報のため非公開とした。

ア 本件研修会に係る職員名票に記載された、特定の教職員の出勤状況が分かる情報（以下「本件出勤情報」という。）

イ 本件研修会に係るアンケートに記載された特定の教職員の氏名（以下「本件教職員氏名」という。）

ウ 本件高校の企画会議録（以下「本件会議録」という。）に記載された特定の個人の氏名（以下「本件個人氏名」という。）

また、不服申立人は、16・17年度研修会文書の公開を求める旨主張しているが、当該文書は、既に存在しない。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関は、本件請求対象文書について、別表2の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る各諮問案件について、本件非公開文書及び本件請求対象文書の内容、本件非公開処分及び本件不存在処分の内容並びに不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件非公開文書について

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人

が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件非公開情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会において確認したところ、本件個人氏名は、本件高校における特定の取組を提案した者の氏名である。当該提案者は本件高校に所属する職員であることから、本件個人氏名は、神奈川県職員録に掲載されている。また、本件会議録の内容からすると、本件個人氏名を公開することにより、当該職員の私生活に影響を及ぼすといった特段の事情は認められない。

したがって、本件個人氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(ウ) 本件出勤情報は、特定の教職員に係る、本件研修会当日の出勤状況が判明する情報である。しかし、本件出勤情報は、公開しても、休暇等の取得等の理由といった、当該教職員の私生活に関する情報が明らかになる情報とは認められない。

したがって、本件出勤情報は、公務員の職及び職務の遂行の内容に関する情報であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

(エ) 本件教職員氏名は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公に

され、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ 本件非公開文書に係る不服申立人の主張について

不服申立人は、16・17年度研修会文書の公開を求める旨主張している。

当審査会において神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「規則」という。）を確認したところ、規則第9条第2項は「行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の種類の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定しており、「職員の研修に関するもの」は「1年保存とするもの」の行政文書の種類の欄に記載されている。

したがって、16・17年度研修会文書は既に存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件請求対象文書は多岐にわたるが、本件不存在処分に係る不服申立人の主張は、本件事案は当然文書化されるべき事案であり、開示しないこと自体に正当性がないという点又は本件請求対象文書が存在しないことは不合理であるという点で共通している。

一方、実施機関は、別表2の非公開理由欄に記載の理由により、本件請求対象文書は存在しないと説明している。

イ 何らかの特定の事案について行政文書を作成するか否かは、教育委員会が判断するものであると考える。本件事案については、事故と認定していないこと等から、本件請求対象文書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

また、実施機関は、本件請求対象文書は別表2の非公開理由欄に記載の理由により存在しないと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、本件請求対象文書は存在しないとの実施機関の説明

は、納得できる。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 （異議申立書記載年月日）
531	特定の県立高校に係る文書非公開の件 （その4）	平成19年11月12日	I S O研修会に係る報告文書	平成19年11月26日	請求者から公開請求で求められている件については、公開した文書は平成18年度の校内研修資料であったが、既に平成16・17年度の当該文書は存在していない。したがって、教育委員会としては、文書の一部不存在による一部公開とした。	平成19年12月6日
		平成19年11月14日	現業職員がI S O会議及び研修会の開催を求めていることが分かる事務長及び企画会議の議事録	平成19年11月26日	請求者から公開請求で求められている件については、企画会議録は公開したが、事務長の議事録なるものは存在しない。したがって、教育委員会としては、一部不存在による一部公開とした。	平成19年12月6日

別表 2

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 （異議申立書記載年月日）
526	特定の県立高校に係る文書不存在の件 （その127）	平成19年11月14日	校長が公務災害認定に疑いを持っている根拠が明確になった書面	平成19年11月22日	請求者から公開請求で求められている件については、きちんとした手続に則って処理しているため、書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月4日
527	特定の県立高校に係る文書不存在の件 （その128）	平成19年11月15日	特定の教員を不適格と認定するよう教職員課へ提出した書面	平成19年11月22日	請求者から公開請求で求められている件については、人事上の問題でもあり、請求者との間で事実認識に相違もあり、書面は存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月4日
528	特定の県立高校に係る文書不存在の件 （その129）	平成19年11月14日	周回道路への街灯設置について訴えていたことが分かる議事録	平成19年11月22日	請求者から公開請求で求められている件について、事務長のメモはあくまでも個人的な備忘録としてのものであり、行政文書ではないと判断した。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月4日
		平成19年11月14日	河川の防護策の修理を訴えていたことが分かる議事録	平成19年11月22日	請求者から公開請求で求められている件について、事務長のメモはあくまでも個人的な備忘録としてのものであり、行政文書ではないと判断した。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月4日
529	特定の県立高校に係る文書不存在の件 （その130）	平成19年11月14日	校長が私的に設置された2台のエアコンを撤去させず、運用を続けさせている事情が分かる書面	平成19年11月22日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、また教育活動に資するものであるとの判断から、公開請求收受時点において書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月5日
536	特定の県立高校に係る文書不存在の件 （その136）	平成19年11月14日	職員の不法投棄について訴えていたことが分かる事務長及び企画会議の議事録	平成19年11月26日	請求者から公開請求で求められている件については、本校の企画会議録には内容を記した箇所は全く存在せず、また事務長は個人的な備忘録として日々メモは取っているが、議事録と判断できるものではない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
538	特定の県立高校に係る文書不存在の件 （その138）	平成19年12月3日	県立施設を使用する際に支出のあった使用料・賃借料に関する特定年度における支出命令伝票	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、本校吹奏楽部保護者会が使用料を支払っており、支出に伴う手続はコンピュータで行われているので、紙としては存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	施設使用料の支払いを免れるために総務課の名義を借り、不正に県民施設を使用した件につき、副校長が教育委員会へ提出した報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、当日の演奏会はあくまでも総務課の主催であり、「名義を借り、不正に県民施設を使用した」という事実は全くないことから、報告書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日

539	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その139)	平成19年12月3日	高校が条例に基づき、生徒及び職員に対して資源ごみの分別方法を明確にした書面(10月1日以前のもの)	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、特にそれを取り上げた書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が条例に違反した不法投棄及び不法埋設を行った事実に対して校長が警察署及び市に通報を行った書面。また行っていない場合には、その事情を示す書面	平成19年12月7日	書面が存在しないため。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	条例の施行により、市全域で一般家庭も含めたすべてのごみ処理が有料化されたにもかかわらず、職員等の私のごみまで未だ県費を用いて処分をしている事情の分かる書面。又は県へ提出した多くの職員の不法投棄に係る事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているため、文書等は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	校長が条例に基づいた資源ごみの分別に取り組みない件につき、副校長が教育委員会へ提出した報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているため、文書等は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	校長が条例に基づいたごみの分別を未だ行わず、資源ごみを産業廃棄物扱いとし、高額な処理費(税金)を払い続けている事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているため、文書等は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	I SO14001の認証を受け5年になるが、資源ごみのリサイクル(分別等)に、これまでほとんど取り組んでこなかった事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、特に書面を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	特定の成績判定会議において、資料とされたI SO職員研修会資料について、大きな誤り及び県の指導を逆行するアンケートについて研修をしているが、誤り及び逆行について補正あるいは修正を行った書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、特に書面を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	特定の成績判定会議においてI SO14001に関する会議を教員以外の職員の出席を認めずに行った事情の分かる書面。「職員研修会」となっており、教員以外は職員ではないという事情を理解できる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、ゴミの分別にさらに関心を持ってほしいという趣旨で教員を対象としたもので、「教員以外は職員ではない」という認識は全くない。I SOの推進について学校としては試行錯誤を繰り返しながらも誠実に履行しようとしていると考えている。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	特定期間に特定人が紙くず置場に不法投棄を行ったことに関する一切の指導記録及び教育委員会への報告文書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているため、文書等は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が特定年度より薬品処理された粘土、釉薬及び破損した陶器類を体育館北側の校地内に埋め立て処分をすることを認めた、あるいは指示した校長の意思が明確になった書面。又は県へ提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているため、文書等は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
平成19年12月3日	美術科教員が体育館北側に粘土及び釉薬並びに不燃物を埋め立てた行為に係る校長若しくは教育委員会が復旧作業を命じた文書又は復旧作業の映像若しくは写真	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているため、文書等は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日		

540	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その140)	平成19年12月3日	美術科教員が割烹料理店等に陶芸品を納品しているが、販売委託により売上のあった総金額	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が、割烹料理店に提供若しくは販売又は販売の委託を行った陶器類の全目録及び写真、作品使用のために使用された総粘土量、具体の釉薬の総品目及び使用したロクロの所存を明らかにした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	校長が平成17年度及び19年度の美術科教員に係る告発について、隠ぺいをはかる特別な関係又は事情を説明できる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が著しい個人情報保護条例違反を伴った生徒の木彫りの作品を不法投棄の状態のまま2か月間も放置した件につき、校長が教育委員会へ提出した事故報告書又は提出のない場合は、その隠ぺいした事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいので文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が陶芸窯の第三者への使用を許可したのではなく、校長が許可をしたのに、「今後貸し出しをしない」という美術科教員の誓約文をつくり、校長自らの責をのがれた事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が不法投棄を行ったにもかかわらず、校長メモに未遂と表記をした隠ぺいの事情が分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	校長が数学科教員の不法投棄、個人情報保護条例違反、不法駐車、不当労働行為及びパワーハラスメントにつき、隠ぺいをし続ける確たる事情が分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が陶芸窯を不正使用し、自宅へ持ち帰った作品の総目録及び写真並びに総粘土使用量及び具体の総使用に係る釉薬の品目数を明確にした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が体育課の教育に対して提供した陶芸品に使用した総粘土使用量及び具体の総使用釉薬の品目が分かる書面及び提供した作品の目録及び写真	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	前校長が自宅へ持ち帰った全作品の目録及び写真並びに粘土及び釉薬の公私の区別が分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、書面は全く存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が校長の許可のもと、OB会へ寄付した38点の作品目録及び写真並びに総粘土使用量及び具体の総釉薬の使用料品目数が分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、書面は全く存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	校長が美術科教員の釉薬及び電気代の法的な横領があったにもかかわらず、教育委員会に対してその事実を隠ぺいした事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が特定の飲食店に対して大皿等の陶器類を提供又は販売した件につき、校長が教育委員会へ提出をした事故報告書又は報告のない場合は隠ぺいを行った事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいので文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日

540	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その140)	平成19年12月3日	副校長が「被告発人の伝票、帳票類の確認行為は既に終えている」旨、複数職員の前で話しているが、何の確認を終えていたのか、明確に示す書面。示さない場合には、なぜ隠ぺいするのかその事情を明確にした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、平成19年5月の段階で可能な範囲で調査をしたものであり、公開請求收受時点では当該書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員の私的購入として販売業者より提出された領収証等について、業者より事情を聞いた記録が示された書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、書面は全く存在していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年12月3日	美術科教員が私的に購入を行い、陶芸品を粘土、釉薬等、陶芸窯を使用して個展等を行い、多くの職員にプレゼントしているが、その私的な材料代の目途が明確になった作品目録もしくは写真、又は書面。また、不正がなかったと判断できる証明できる作業の報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、公開請求收受時点では書面は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
541	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その141)	平成19年11月22日	不法投棄を放置し続けた事情が分かる書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面を作成していない。総じて校内での不法投棄については職員に注意を喚起しているところである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月22日	2か月間の不法投棄について管理職が放置してきた件についての事故報告書	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定できる要件に乏しいと判断しているので、文書は作成していない。総じて校内での不法投棄については職員に注意を喚起しているところである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月26日	一教員による不法投棄及び特定日の事故について報告を行わない事情が分かる文書。またその校長の行為に対する報告を副校長も行わなかった事情が分かる書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面を作成していない。総じて校内での不法投棄については職員に注意を喚起しているところである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月26日	一教員の不法駐車を許可している事情が分かる書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、特に書面は作成していない。総じて校内での違法駐車については職員に注意を喚起しているところである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月21日	特定の件につき、学校長が5月に延べ2日にわたり2回複数の職員の前で発言した事実を教育委員会へ報告した文書	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面を作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月21日	校長が美術科の一教員が行ったサーフィンボード用材料の固形物の不法投棄があったことを知り得ているながら教育委員会あてのメモには「未遂」と表現し、事実を隠ぺいしようとした事情の分かる書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面を作成していない。総じて校内での不法投棄については職員に注意を喚起しているところである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月21日	平成19年5月に告発し、質問した回答書に基づき、校長が特定職員と面会等し、調査及び情報提供を行った事柄に関する一切の書類	平成19年12月3日	書類が存在しないため。	平成19年12月18日

542	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その142)	平成19年11月22日	労働協約違反等について現業労働組合に対して提出した報告書等	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、関係機関に文書等を提出するには当たらないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
		平成19年11月22日	校長が職員に対して行った不当労働行為及び交渉の妨害を行った一教員の不当労働行為について、労働基準監督署に提出した一切の書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、関係機関に文書等を提出するには当たらないと判断している。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
543	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その143)	平成19年11月22日	不法投棄に関して市及び県警に提出した一切の書面並びに教育委員会に提出した事故報告書	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と判断しておらず、提出文書等も作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月18日
544	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その144)	平成19年11月26日	県立施設に施設使用料を公費で支払った状況が分かる決裁書類	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件については、施設使用の際の使用料については本校吹奏楽部保護会がその費用を負担しており、またその手続は施設使用手続(減免手続も含む)のコンピュータ化により、紙としては存在しないものである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月6日
545	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その145)	平成19年11月26日	示談による和解に応じない事情の分かる書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件に関しては、請求者との間で事実認識に大きな相違があり、また誤解もあるので、書面を作成してはいない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月6日
		平成19年11月21日	特定の書面をもとに、地方公務員法上の職務に専念する義務を鑑みて、管理職個々に対して意見の確認及び民訴、必要な居住地等の告知を求めているにもかかわらず、何ら回答せず、勤務時間内に民事の件を持ち込んでいる事情の分かる書面	平成19年12月3日	請求者から公開請求で求められている件に関しては、請求者との間で事実認識に大きな相違があり、また誤解もあるので、書面を作成してはいない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月6日
547	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その147)	平成19年12月3日	特定の告発について、被告発人に対して告発者の許可なく告発者名を告げたのが校長なのか、副校長なのか、あるいは校長の指示のもと副校長が告げたのか明確になった書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実を確認することができないことから、公開請求收受時点では書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
548	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その148)	平成19年12月3日	平成17年度に高校において2名の生徒から授業中の美術科教員に関する発言があったという事実につき、保護者に配布をした説明会の日程等を表した書面、校長が教育委員会へ提出し直した事故報告書及び自らの隠ぺいを謝罪した文書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、事故と認定しうる要件に乏しいと判断しているため、文書はいずれも作成していない。また保護者説明会も開催していないし、今後も全く予定していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
549	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その149)	平成19年12月3日	時間外不払分の未支払いの理由を明確にした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実確認等の調査をしており、公開請求收受時点においても手続は継続中であることから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
550	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その150)	平成19年12月3日	告発の経緯の中で行われた様々な個人情報の漏えい、恫喝、偽証等により現在休職を余儀なくされ、復職を前にして加害者4人に対し民事的な和解による解決を代理人と調整をしながら、長期にわたり続けてきたが、その申入文書に対して、何ら回答をしない不誠実な職員の対応につき、事情が理解できる文書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、文書を作成する必要を全く認めない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日

550	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その150)	平成19年12月3日	特定日付け事務長メモでも明らかにされているように、告発には校長も含んでいるので、副校長に対して事故報告書の作成を求めたが、「副校長としてそのような立場にない」と回答した事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、当該内容に関わるような書面は存在しない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	管理職が特定年度において、管理職及び事務職員を対象とした催しを継続的に勤務時間中に事務室において実施した件に関する校長又は副校長が教育委員会へ提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点において事故とは判断しておらず、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が自らの特定の催しを勤務時間内に事務室において開催した件につき、校長が教育委員会へ提出した事故報告書。あるいは未提出の場合は、その事情が明確となった文書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点において事故とは判断しておらず、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が校長の事故にもかかわらず、特定の催しの開催について事故報告書を県へ提出しない理由の分かる書面又は提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、公開請求收受時点において事故とは判断しておらず、文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
551	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その151)	平成19年12月3日	校長が多くの職員の前で「一教員に関する内部告発が教育委員会に4件も出ている」と発言をした個人情報保護条例違反について副校長が教育委員会へ提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	美術科教員が許可もしていないのに、家族の弁を多数の前で公表した校長の個人情報保護条例違反について副校長が教育委員会へ提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が公文書において職員の承諾を得ず表記した個人情報保護条例違反に対して、副校長が教育委員会へ提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が一教員が辞表の様式を請求してきた旨、多くの職員の前で発言をした個人情報保護条例違反につき、副校長が教育委員会へ提出した事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	美術科教員が生徒の名札のついた作品を約2か月間あまり、講習の面前に放置及び不法投棄を行ったが、この行為はテストの回答用紙をばらまくのと同様の著しい個人情報保護条例違反でもあるにもかかわらず、校長が何ら県に対して事故報告書を提出しない隠ぺいの事情が分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	美術科教員が特定日付けの告発の件について、少なくとも2名以上の教員に個人情報を漏えいしている事実があるが、このことに対して校長が個人情報保護条例違反として教育委員会へ提出をした事故報告書、また、提出のない場合には隠ぺいをした理由が明確になった書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日

551	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その151)	平成19年12月3日	校長が特定日付けの告発について、複数の前で「特定日をもって被告発人を退職とさせたい旨」複数の職員の前で話した個人情報保護条例違反に係る副校長が教育委員会へ提出をした校長の事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実と確認しうるものは一切なく、公開請求收受時点では事故と判断できなかったことから、当該文書は全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
552	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その152)	平成19年12月3日	クーラーの設置基準並びにランニングコストの県費、私費及び個人負担の基準を明確にした書類。生徒の夏期補修のためのクーラー使用代を県費とせず、職員しか使用しない部屋を県費とする明確な基準が分かる書類	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、当該基準は存在せず、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	特定年度にかけて特定人の車両を正規の駐車スペースではなく校長室前に横付駐車を約半年にわたり許可したことを明らかにする書類	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	特定年に寄付があったとされるクーラー2台の学校としての設置基準を明確にした書類。職員会議の議事録でも可	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、当該基準は存在せず、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	管理文書の所在及び維持費・ランニングコストの明確化が必要とされているにもかかわらず、放置し、稼働を続けている、あるいは稼働していた3台のクーラーについて本来の管理者である校長としての職務不履行に関する教育委員会への事故報告書等。また、電気代という県費を私的流用(横領、着服)に関連した関係職員の事故報告書等	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、印刷室、体育準備室については教育的見地から、寄贈されたエアコン使用を認めており、美術準備室のウィンドファンは平成19年6月に撤去されているものであり、いずれも事故とは判断していないので、提出文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
553	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その153)	平成19年11月26日	校長が勤務時間中に司書を用い、頻繁に新しい本を校長室内へ届けさせている件につき、その事情を聞き、副校長が県へ報告をした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、すべて事実と反するものであり、当該書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年11月27日	校長が司書を用いて、度々新しい書籍を校長室に届けさせている事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、すべて事実と反するものであり、当該書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
554	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その154)	平成19年12月3日	数学科教員の様々な事故について校長がここまですべてを隠ぺいする特別な関係又は事情を理解できる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面や提出文書は公開請求收受時点において作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が特定人にのみ時間外の不払い分を支給していないことは、特定日の一教員の妨害と明確な因果関係があり、そのことについて、教育委員会へ提出した一教員に関する事故報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面や提出文書は公開請求收受時点において作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	特定日に発生した現業職員への時間外手当不払いに関する交渉において不当な介入、妨害及びパワーハラスメントを行った教員に対する指導記録、労働基準監督署及び教育委員会に提出した一切の報告書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面や提出文書は公開請求收受時点において作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が特定日付け公文書において「聴取等を継続して行っている」ことが分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面や提出文書は公開請求收受時点において作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日

555	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その155)	平成19年12月3日	校長が被告発人の辞意に対して、これを拒み「学校経営上の観点から特定日をもって退職とさせたい」旨、多くの職員及び職員団体の代表者にも話をしているが、経営上の観点とは具体的に何を指し示すものか、明確にした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に大きな相違があり、また一教員のプライバシーに関わることでもあり、書面は一切作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	美術科教員が辞表の方式を校長に求めているが、その要求に応じず、請求者に対して様式を渡さなかった事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に大きな相違があり、また一教員のプライバシーに関わることでもあり、書面は一切作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が特定日付けの告発に対して複数の前で「被告発人を特定日をもって退職させたい旨、特定人に指示をする」と発言をした根拠となる規約又は内規等事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に大きな相違があり、また一教員のプライバシーに関わることでもあり、書面は一切作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が職員団体の代表に対してまで「特定教諭を特定日付けをもって退職させたい」旨の発言を何ら校長としての権限を有しない立場において行った事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に大きな相違があり、また一教員のプライバシーに関わることでもあり、書面は一切作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
556	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その156)	平成19年12月3日	校長に対する質問及び問題提起には回答せずに、復職を前にした職員に対して、「よろしいですか？」なる公文書を送付してきた事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	教職員課が事故報告書とは校長事実確認及び倫理上の指針に基づいて作成されるものであり、教職員課はその書面に基づいて処分等を行うという大原則を説明しているが、これに対して校長が全く内容の異なる公文書を出し続けている根拠が理解できる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、そのような書面そのものが存在しないものである。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が特定日に発送した公文書により、弁護人との調整等の費用を支出していることについて、校長に対して、恫喝文書としてその費用の支払いを求めているが、何ら回答をしない不誠意についてその事情を明確に示す文書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、請求者との間で事実認識に相違があり、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長より特定日付けで発送のあった公文書に示されている教育委員会として意思確認のあった「公的第三者にゆだねる・・・よろしいですか」につき、具体の日程、場所等を示した具体の文書	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、具体の日程や場所等を記した文書は公開請求收受時点では全く作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長に人事評価開示の遅延について教育委員会に対してその事実を申し出て、職員の要求を伝えていることが明確になった書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、既に請求者を含む全職員に十分説明をしているところであり、提出文書は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
557	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その157)	平成19年12月3日	校長が現業労働組合及び私から技能員室のエアコン設置について何度も文書において質問、回答を求めているにもかかわらず、何ら回答のない不誠実について、その事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、当該内容の書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が現業労働組合等から人事評価開示の遅延に伴う新たな苦情申立の機会を求めているにもかかわらず、何ら回答をしない不誠意の事情を明確にした書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、既に請求者を含む全職員に十分説明をしているところであり、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日

557	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その157)	平成19年12月3日	現業職員に対する時間外手当の遡及方法及び支払時期を明確にした書類及び労働基準監督署に提出した報告書類	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、事実確認等の調査をしており、公開請求收受時点においても手続は継続中であることから、書類は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	校長が定められた期間をおいて多くの職員に対して人事評価の開示行為を行わなかったにもかかわらず、改めて異議申立てをする機会を設けない事情の分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、既に請求者を含む全職員に十分説明をしているところであり、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日
		平成19年12月3日	現業職員を含め多くの職員に対して、管理職の不手際により異議申立期間を過ぎての人事評価の開示行為を行ったにもかかわらず、校長として事故報告書を作成提出しないことの事情が分かる書面	平成19年12月7日	請求者から公開請求で求められている件については、既に請求者を含む全職員に十分説明をしているところであり、書面は作成していない。したがって、教育委員会としては、文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月14日

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 1 月 16 日	○ 諮問受理
2 月 7 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 7 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 1 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6 月 5 日 (第76回部会)	○ 審議
9 月 10 日 (第79回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成20年10月10日現在) (五十音順)